



## 農地中間管理事業の安定的な運営

- 担い手への農地の集積・集約化を進めるため、農地中間管理事業の安定的な運営ができるよう、運営費にかかる財源の確保を図る。

【提案・要望先】財務省、農林水産省

### 1. 提案・要望内容

#### 農地中間管理事業の安定的な財源確保

- 農地中間管理機構の運営費にかかる国の負担割合を維持し、必要な額を継続的に確保すること。

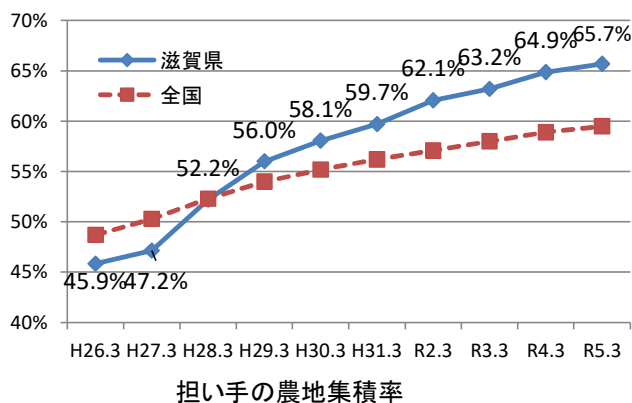
### 2. 提案・要望の理由

- 担い手への農地の集積・集約化を図るため、平成 25 年に農地中間管理事業の推進に関する法律が制定され、平成 26 年度から国策として、農地中間管理事業が全国一斉で開始された。
- 本事業は国が本来全額負担で実施しても良いところを、制度開始当初は国の負担割合は 7 割相当であるが地方負担は求めない形で開始され、平成 28 年度からは地方負担が求められる形（国 7 割、県 3 割）で安定的に事業が実施されてきた。
- 一方、令和 5 年度からは、農業経営基盤強化促進法等の改正により、農地の貸借が実質的に農地中間管理事業による方法のみになり、農地中間管理機構の役割が高まり、今後運営費が減少することは考えられない。
- 国の令和 6 年度の概算要求の説明の中で、農地中間管理事業の運営費について、人件費は現行の補助率を維持するものの、事務所等の固定経費については段階的な補助率の見直しを行う方向性が示されたところ。
- 今後ますます役割が高まる農地中間管理事業の安定的な運営を図るためには、人件費はもとより事務費（農地利用集積等促進計画案作成への協力等にかかる市町村への委託料も含む）についても国の負担割合を維持し、国が責任を持って必要な額を継続的に確保いただく必要がある。
- なお、どうしても必要な国費の確保が困難な場合は、手数料による受益者負担を検討せざるをえなくなる。その際、機構の利用にメリットを感じない農業者は、機構を介さない特定農作業受委託を選択し、機構による農地集積の後退が懸念される。

## (本県の取組状況と課題)

### 農地中間管理事業の安定的な財源確保

- 本県における農地中間管理事業による貸借は約 10,000ha であり、全耕地面積 50,500ha の約 20%を占めており、6 億円を超える農地の賃料を扱っているところ。このような取組により、担い手への農地の集積率は 65.7%を占めるところまで進んでいる。
- 令和 5 年度から、市町、農業委員会、機構、JA、県等で構成される地域計画推進会議を市町ごとに設置し、関係機関・団体が一体となって、2 年間ですべての地域で地域計画が策定できるよう進めている。



今後、農業経営基盤強化促進法による相対の貸借手続きが廃止されることで、農地中間管理事業による貸借が大幅に増加する見込みであり、賃料の支払いや未払い賃料の対応等の事務が大幅に増加する見込み。

- 本県は農地中間管理事業を公益財団法人滋賀県農林漁業担い手育成基金（以下、「基金」という。）で取り組んでいるが、農地中間管理事業の運営費は毎年約 96 百万円（人件費約 66 百万円、事務費 29 百万円）の経費がかかっている。
- 基金は昭和 53 年に設立され、平成 19 年に解散した滋賀県農地協会の農地売買等の業務を引き継いだ。本県では農業経営基盤強化促進法に基づく利用権設定等促進事業および農地利用集積円滑化事業による貸借等が円滑に実施されていたため、基金による農地業務の実績はほとんどなかった。このため、農地中間管理事業の開始とともに、新たに農地業務を実施することになったものである。
- 一方、令和 5 年度から基金において農地貸借の手数料を徴収する予定であったが、農地の貸借手続きが農地中間管理事業に一本化されることになったこと、機構を介さない特定農作業受委託の増加が懸念されること、および「国からも支援がある中で、重ねて手数料を徴収する場合は、用途などを説明することが必要である」という考え方が国から示されたことから、手数料徴収を中止したところである。